

答弁書第九六号

内閣参質一七〇第九六号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員尾立源幸君提出登記事項証明書手数料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員尾立源幸君提出登記事項証明書手数料に関する質問に対する答弁書

一について

登記事務のコンピュータ化の目的は、専ら、事務量の増加等によって事務処理の遅延等の弊害が生じていた登記簿謄抄本の交付等の事務を抜本的に改善し、登記事項に関する証明書等の発行の迅速化を図ることにある。したがって、お尋ねの「コンピュータ化の経費」については、法務省としては、その利益を第一次的に享受する登記情報管理事務の受益者が負担するのが最も合理的であると考えている。

二について

法務省としては、一についてで述べたとおり、お尋ねの「コンピュータ化の経費」については、登記情報管理事務の受益者が負担するのが最も合理的であると考えており、お尋ねのような仮定の質問にお答えすることは適当でないと考えている。

